五五・〇八	五五・〇九	五五・一〇	五五・一一	五五・一二	五五・一三	五五・一四	五五・一五	五五・一六	第五六類	五六・〇一	五六・〇二	五六・〇三	五六・〇四	五六・〇五	五六・〇六
縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	合成繊維の短繊維のその他の織物	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇項の糸又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状に金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯にし、これに紡織用繊維の糸を巻いたものとし、第五六・〇五項の使用したものを含む。）及び馬毛を芯に使用したジンプヤーン（フロックシェニールヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン
CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五五・〇七項又は第五五・〇六項に該当する場合に限る。）	CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五五・〇七項又は第五五・〇六項に該当する場合に限る。）	CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五五・〇七項又は第五五・〇六項に該当する場合に限る。）	CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五五・〇七項又は第五五・〇六項に該当する場合に限る。）	CTH（第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五五・一〇項又は第五五・〇九項に該当する場合に限る。）	CTH（第五五・一二項までの各項からの変更を除く。）（第五五・一一項又は第五五・一〇項に該当する場合に限る。）	CTH（第五五・一二項までの各項からの変更を除く。）（第五五・一一項又は第五五・一〇項に該当する場合に限る。）	CTH（第五五・一二項までの各項からの変更を除く。）（第五五・一一項又は第五五・一〇項に該当する場合に限る。）	CTH（第五五・一二項までの各項からの変更を除く。）（第五五・一一項又は第五五・一〇項に該当する場合に限る。）	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五〇・〇七項・〇四項から第五一・〇項までの各項、第五一・〇二項・〇七項から第五一・〇四項までの各項、第五一・〇五項から第五一・〇八項までの各項又は第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項に該当する場合に限る。）	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五〇・〇七項・〇四項から第五一・〇項までの各項、第五一・〇二項・〇七項から第五一・〇四項までの各項、第五一・〇五項から第五一・〇八項までの各項又は第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項に該当する場合に限る。）	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五〇・〇七項・〇四項から第五一・〇項までの各項、第五一・〇二項・〇七項から第五一・〇四項までの各項、第五一・〇五項から第五一・〇八項までの各項又は第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項に該当する場合に限る。）	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五〇・〇七項・〇四項から第五一・〇項までの各項、第五一・〇二項・〇七項から第五一・〇四項までの各項、第五一・〇五項から第五一・〇八項までの各項又は第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項に該当する場合に限る。）

五六・〇七	五六・〇八	五六・〇九	五六〇九・〇〇	第五七類	第五八類	第五九類	五九・〇一							
ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又は若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織繊維製のものに限る。）	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用パックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類								
CC（第五一・〇項から第五一・〇七項までの各項、第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項、第五一・一二項から第五一・一四項までの各項又は第五一・一六項から第五一・一八項までの各項に該当する場合に限る。）	CC（第五一・〇項から第五一・〇七項までの各項、第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項、第五一・一二項から第五一・一四項までの各項又は第五一・一六項から第五一・一八項までの各項に該当する場合に限る。）	CC（第五一・〇項から第五一・〇七項までの各項、第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項、第五一・一二項から第五一・一四項までの各項又は第五一・一六項から第五一・一八項までの各項に該当する場合に限る。）	第五一・〇項から第五一・〇七項までの各項、第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項、第五一・一二項から第五一・一四項までの各項又は第五一・一六項から第五一・一八項までの各項に該当する場合に限る。）	CC（第五一・〇項から第五一・〇七項までの各項、第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項、第五一・一二項から第五一・一四項までの各項又は第五一・一六項から第五一・一八項までの各項に該当する場合に限る。）										